

令和6年度甲種防火管理再講習実施要領

1 講習の目的

この講習は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第2条の3第3項により防火管理者の知識及び技能の修得をさせることを目的とする。

2 講習実施機関

羽島郡広域連合消防本部

3 講習の対象者、実施日時及び場所

(1)対象者

ホテル、病院、物品販売店など不特定の人が出入する建物で、収容人員が300人以上の事業所で、現に防火管理者として選任されている人。

(2)実施日時及び場所

令和7年1月21日(火) 午前9時20分から午前11時50分まで

羽島郡笠松町美笠通3丁目25番地 羽島郡広域連合消防本部大会議室(3階)

4 申込期間及び定員

(1)申込期間

一次募集 令和6年12月13日～27日(羽島郡在住在勤に限る)

二次募集 令和7年 1月 6日～14日(募集制限なし)

(2)定員 30名 ※一次募集で定員に達した際には、二次募集はしません。

5 講習テキスト

甲種防火管理再講習テキスト

6 修了証の交付

各講習の全科目講習を受講した人に限り、修了証を交付します。

7 受講料 2,000円(テキスト代含む。)※現金払いのみです。カード及び電子マネーは使用できません。

8 受講手続

受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入し、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習修了証の写しを、消防本部予防課まで直接提出してください。

※ 郵送、電子メールでの申請は、受付いたしません。

9 その他

- (1) 受講者側の理由による受講の取り消し又は欠席された場合では受講料は返還できません。
- (2) 講習当日、羽島郡内に暴風警報等が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合等には、やむをえず講習を中止する場合があります。中止の場合は、当日の朝7時に決定し、受講者の方に事務局よりご連絡いたします。

羽島郡広域連合消防本部予防課	
担 当	平田、藤本
電話番号	0 5 8 - 3 8 8 - 1 1 9 8
MA I L	yobo@hashimagun-fd.jp